Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

18世紀ウィーン宮廷における外政運営と儀礼論争ー侍従長ケーフェンヒュラー伯爵の『日誌』の分析からー

山下，泰生

(Degree)
博士（文学）
(Date of Degree)
2023-03-25
(Date of Publication)
2026-03-25
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲第8521号
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482269

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

論　文　内　容　の　要　旨

論 文 題 目　　（外国語の場合は、その和訳を併記すること。）

18 世紀ウィーン宮廷における外政運営と儀礼論争―侍従長ケーフェンヒュラー伯爵の『日誌』の分析から―

氏　　名　：　山下泰生

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名　（主）　小山啓子　　教授
（副）　藤澤潤　　准教授
（副）　久山雄甫　准教授

本稿は 18 世紀後半のマリア＝テレジア治世を対象に、ウィーン宮廷における外交儀礼運営をめぐる部局間論争の経緯と帰結を考察することで、外政制度改革が推進される同時代的な機運の中で、王朝的原理が維持されてゆく過程を解明したものである。宮廷儀礼の事例としては、皇帝夫妻と使臣の謁見を取り上げ、論争検討の立場としては、皇帝夫妻の侍従長として家務官職者の立場から論争に参加した、廷臣ヨハン＝ヨーゼフ・ケーフェンヒュラーの視点に立った。

第 1 章では、ウィーン宮廷における外政の運営形態を時系列に沿いながら確認した。

本章第 1 節ではウィーン宮廷の外政運営の審議・執行形態を確認しつつ、マリア＝テレジアによる宮廷政庁の設立経緯、そしてその設立時における外務大臣人選について検討した。ウィーン宮廷の外政運営は、皇帝の諮詢機関である枢密顧問会議を審議中枢として、複数の外務執行機関が複合的に外政を運営するという形態を取ってきた。マリア＝テレジアの即位に伴うオーストリア継承戦争は、これまでの多元的外政運営を再検討する契機となり、1742 年に君主直属の外務専門機関として宮廷政庁が設立されるに至る。この過程で台頭した外務秘書官バルテンシュタインは、マリア＝テレジアとの共謀のもと、自らの影響力を強く及ぼせるウールフェルトを外務大臣に選出する。

第 2 節では、こうして初代外務大臣ウールフェルト時代に焦点を当て、バルテンシュタインと連携するその執務形態がウィーン宮廷の外政運営にどのように作用していたのかについて確認した。ウールフェルトを矢面に立たせ、外務の実権を握ったバルテンシュタインは、自らの目指す中央集権的な外政運営の実現のため枢密顧問会議の弱体化を図った。この外交運営は、ケーフェンヒュラーら枢密顧問会議議員の反発を招き、不特定多数の廷臣が君主決定に影響を及ぼすといった副次的な被害を出しつつも、マリア＝テレジアらに黙認される形で継続した。

この運営体制が転換されるのが、本章第 3 節で検討したカウニッツの登場である。対プロイセン外交においてマリア＝テレジアの賛同を得たカウニッツは、マリア＝テレジアと水面下で交渉を重ね、1753 年第 2 代外務大臣に就任する。ウールフェルトは宮廷長官に、バルテンシュタインは枢密顧問会議議員へと更迭されたことで宮廷政庁の指揮権はカウニッツの元へと集中し、多元的であった各地域との外交権もカウニッツのもとへと集められてゆく。こうして外務運営を独占するようになっていったカウニッツは、バルテンシュタインと同様に重臣たちの合議制的な外政運営を解体しようとしていたのである。

第 2 章では『日誌』の執筆者であるケーフェンヒュラーの経歴について検討することで、その人物的特徴について明らかにした。

本章第 1 節では侍従長に就任するまでの経歴を扱った。そのキャリアを外交使節として出発させたケーフェンヒュラーは各国宮廷で国事証書の承認をとりつけ、カール 6 世崩御後は選帝大使を拝命してフランクフルトへと赴任した。その後、マリア＝テレジアからの要請によりウィーン宮廷に入ったケーフェンヒュラーは 1742 年に式部長に就任する。ただこの式部長人事は、式部長へ就任する当時の平均年齢を大幅に下回り、生前のカール 6 世が

確約したパリ赴任を断念しての就任であった。ただこうしてウィーン宮廷に仕え始めたケーフェンヒュラーは、マリア＝テレジアとフランツ 1 世から皇帝選挙や帝国政治に関して重宝される。

本章第 2 節では侍従長時代を扱った。そして 1743 年、同僚の急死によってケーフェンヒュラーは侍従長に昇進する。四六時中皇帝夫妻に付き従っていなければならない侍従長の務めは、ケーフェンヒュラーの頭を悩ますも、この高い地位によってケーフェンヒュラーは宮中の権勢を得た。こうした立場はポデヴィルスの外務報告からも伺い知ることができ、外国使節たちはウィーン宮廷の表敬作法の相談役としてもケーフェンヒュラーを頼みとしていた。こうしてバルテンシュタインやカウニッツに蔑ろにされていた枢密顧問会議議員としての立場とは打って変わって、侍従長としてケーフェンヒュラーの役儀はウィーン宮廷で「得難い役割を果たしている」と評されるまでであった。

こうしてケーフェンヒュラーが「得難い役割」を果たし得たのは、皇帝夫妻というウィーン宮廷の核となる人間に伺候していたためにほかならない。政策決定にせよ、顕官人事にせよ、教会暦にのっとったカトリックの祝祭にせよ、宮廷におけるあらゆる事物は皇帝夫妻を差し置いては機能しなかった。この 2 人の判断と寵愛は宮廷のあらゆる事物を包み込み、何人も無視できないウィーン宮廷生活の不文律として「寵愛と恵賜の体系」と呼ばれる。したがって、次章において検討する謁見をめぐる侍従長と外務大臣の論争は、欽定によって外政運営の主導権を握った外務大臣が、古来に根ざす不文律体系の中枢に位置する家務官職の切り崩しにかかると言う構図になる。

第 3 章では、外交の中に謁見を位置づけた後、謁見の取次をめぐって巻き起こる部局間競合の様相を分析することで競合の争点と結果を明らかにし、この競合を 18 世紀ハプスブルク史上に位置づけた。まず本章第 1 節では、外交における謁見の意義について触れ、実際にケーフェンヒュラーが侍従長として謁見に携わっていた様子を検証することで、謁見開催時における侍従長の位置付けを明らかにした。

続く本章第 2 節ならびに本章第 3 節では、謁見をめぐる部局間抗争の具体的な争点を示した。マリア＝テレジアとフランツ 1 世の侍従長ケーフェンヒュラーは、謁見の運営方法をめぐり 2 代にわたって外務大臣と衝突していた。侍従長の職掌に不満を抱き、先例を盾にとって初回訪問先の権利を奪おうとするウールフェルトの要求は、関係者間での談合の場で可決されてしまう。かかる状況に追い打ちをかけるように、今度はカウニッツが帝室への接近監督業務の切り崩しに動く。ハプスブルク家をも巻き込んだカウニッツの要請は先代よりも先鋭化した内容であった。こうした外務大臣の職権拡大要求の背景には、マリア＝テレジアの国政改革による外務大臣の権限拡大があったことは想像に難くない。すなわち外政審議における発言権を拡大させた外務大臣は、宮中儀礼を管轄する家政官職の職域へ干渉することで君主への接近監督権も獲得し、ウィーン宮廷における宮廷外交全体の掌握を目指していたのである。こうした要請に対して侍従長ケーフェンヒュラーが主張し続けた既存の伝奏のあり方は、ヨーロッパ宮廷外交におけるウィーン宮廷の独自性を維持し、帝

室権威を保護するという意味を有していた。そしてマリア＝テレジアとフランツ 1 世も謁見伝奏の格式が帯びるそうした象徴的意味を理解・共有していたために、外務大臣カウニッツの改革案を退けたのであった。

宮廷政庁の新設という宮廷の外務部門の拡充は、複数の部局が関与してきたウィーン宮廷の外政運営の伝統を塗り替えていった。とりわけ、その影響を深甚に被ったのは枢密顧問会議に代表される宮廷外交の外務分野である。合議制を敵視するバルテンシュタインの台頭によって、枢密顧問会議が有する諮詢機関としての機能は徐々に奪われていった。中央集権的な外政運営に向けた改革傾向は外務大臣カウニッツの登場により加速し、各部局に分散していた外交権を掌握しつつあったカウニッツの発言権は、マリア＝テレジアも制御できないほど大きくなっていた。

ただ外務大臣の伸長が及ぼした影響は、外務分野が被った変化に比べると、家務分野に対しては大きな変化を加えなかった。政府機能の拡充と家務部門の衰退は同義ではなく、枢密顧問会議議員としては外政運営から追いやられたはずのケーフェンヒュラーであったが、皇帝夫妻の侍従長としては宮廷外交にいまだ大きな影響力を誇っていた。こうした侍従長の立ち位置は、君主との個人的な近さ、そして皇帝夫妻から受ける寵愛と恵賜によって動くウィーン宮廷社会の論理を映している。かかる不文律が宮廷儀礼に発揮される一つの機会である謁見では、侍従長が各国使臣と皇帝夫妻との取次役を任されており、象徴資本の分配者とその分配を求めるもの経路を監督するこの役目は外務大臣であっても無視できない存在であった。こうした経緯から外務大臣は謁見伝奏をめぐる侍従長の職域を切り崩しに動き、使臣たちの表敬訪問先を移管するなど部分的には成功するも、君主への接近経路の監督という伝奏業務の核心までは奪うに至らなかった。かくして 18 世紀の論難を耐え抜いた儀礼外交の格式は、19 世紀に入りオーストリア帝国が自らのアイデンティティと正当性を求めた時、その伝統の連続を国内外に証明する格好の要素となる。

したがって、謁見を舞台に侍従長侍従長と外務大臣の間で勃発した対立は、ケーフェンヒュラー、ウールフェルト、バルテンシュタイン、そしてカウニッツという大臣たちの権力闘争という形をとりながらも、帝室を中心とした統治体制と新たな行政府機能という構造間の対立を如実に映しだしているのであり、宮廷において儀礼的伝統が姿を変えつつ引き継がれてゆく様を端的に示していたのである。

［ 課程博士用 ］

（ 別紙１ ）

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

氏　　名	山下　泰生
論 文 題 目	18 世紀ウィーン宮廷における外政運営と儀礼論争　――侍従長ケーフェンヒュラー伯爵の『日誌』の分析から――

要　　旨

本論文は、マリア=テレジア期のウィーン宮廷における外交儀礼と、その実施をめぐって展開した部局間の論争の意味を考察し、王家の家政に関わる伝統的な官職が、外政運営の改革期においても一定の役割を果たしながら、王朝原理を体現するものとして維持されていく経緯について分析した。具体的には、皇帝夫妻と外国大使の謁見を取り上げている。18 世紀ヨーロッパにおいて頻発した戦争、そしてそれに伴う国際関係の変化は、ハプスブルク君主国にも影響を与え、国制改革を余儀なくされる中で、外交に関わる職務や意志決定のあり方が大きな論争を引き起こしていった。この争点とはどのようなもので、どのような方向性で解決がはかられたのか。本論文では、宮廷における謁見の差配を外交の重要な要素として捉え、この差配する権利をめぐる問題を、それに関わった当事者の証言から明らかにすることを試みた。その第一の当事者が、侍従長ケーフェンヒュラーである。常時、皇帝夫妻の最も側近くに仕え、皇帝の生活から政治に至るまで皇帝が関わるあらゆる案件を把握していたと言っても過言ではない存在が侍従長である。皇帝に謁見したいと望む者は、まずこの侍従長にその許可を依頼しなければならなかった。ケーフェンヒュラーは膨大な『日誌』を書き残したが、これまで本史料の存在には注目されながらも部分的な引用に留まるなど、史料的性格の難しさから本格的には論じられてこなかった。本研究は、この『日誌』を主たる史料として用い、侍従長の立場から見た謁見伝奏に関する論争の意味を論じたものである。

第 1 章では、マリア=テレジア期における外政がどのような運営体制を取っていたのかが整理されている。近世の国家における外交や外政について、実際にどのような審議を経て政治的意志が決定されたのかを解明することはかなり困難である。それに加えてウィーン宮廷が、神聖ローマ帝国とオーストリア大公国の両国制が融合する君主国の宮廷であったことは、ますます問題を複雑化していた。伝統的には、ウィーンの外政運営は皇帝の諮詢機関である枢密顧問会議を審議の場として、複数の外務執行機関が複合的に関わるかたちを取ってきた。オーストリア継承戦争により危機に陥った君主国は、君主直属の外務専門機関として宮廷政庁の設立を決定する。宮廷政庁のトップとして初代外務大臣に着任したウールフェルトは、外務秘書官バルテンシュタインとともに外務の実権を掌握し、枢密顧問会議を周縁化することで中央集権的な外政運営を試みた。こうした運営のあり方は、当然のことながらこれまで外政に関わってきた枢密顧問会議の反発を招くこととなった。第二代外務大臣に着任したカウニッツの時期には、外政運営の実行権は名実ともに宮廷政庁のもとに集められることになったが、だからといって枢密顧問会議が解散させられることはなく、たとえばバルテンシュタインが外務秘書官を経て枢密顧問会議のメンバーに選ばれたように、その後も存続した。

第 2 章では、『日誌』の執筆者である侍従長ケーフェンヒュラーの経歴とその役割が検討された。ケーフェンヒュラーは若くして外交使節や選帝大使を勤めるなど外交分野での経歴を有し、マリア=テレジアからこうした対外的な知見の豊富さを買われて、1742 年に式部長に任命される。この時期の国家儀礼や外交儀礼には国際関係上の知識が必要であり、マリア=テレジアはそのような意味においてもケーフェンヒュラーの経験を頼みとするところがあったのであろう。翌年、侍従長に昇進したケーフェンヒュラーはますます宮中の権勢を得たようで、プロイセン使節ポデヴィルスの報告書にもそうした記述があるとのことである。また、ケーフェンヒュラーはウィーンを訪れた外国

主査記載 氏名（自署）	小山 啓子

使節たちに当該宮廷の表敬作法の指南役として知られていたことが判明し、皇帝夫妻の側に仕える侍従長が宮廷において人脈関係の重要な要となっていたことが明らかにされている。

第 3 章では、皇帝への謁見の取次ぎをめぐって生じていた外務大臣と侍従長の間の論争について、具体的事例を取り上げて検証した。侍従長の切り盛りが外交にも及ぶことに不満を抱く外務大臣は、最初に大使の訪問を受ける権利を「外務」に関わるものとして、自らのものにしようと画策する。さらに第二代外務大臣カウニッツの時期になると、宮廷政庁は帝室への接近監督業務全般を自らの管轄下に集約する方向で動いていく。こうした外務大臣の過大とも思われる要求の背景には、マリア=テレジアの国政改革による外務大臣の権限拡大があったことが考えられるという。外政審議において発言権を拡大させた外務大臣は、皇帝への接近そのものについても自らの監督下に置こうとし、それは自ずとこれまで宮中儀礼を管轄してきた家政官職の職域に干渉することになったのである。こうした要求に対して侍従長ケーフェンヒュラーは、ヨーロッパの宮廷外交におけるウィーン宮廷の独自性を主張し、家政官職が担ってきたこの独自性こそが帝室の固有の権威を提示し、保護することになると主張したのである。行政的にはカウニッツと歩みを共にし、支援してきたマリア=テレジアとフランツ 1 世であったが、謁見伝奏の方法に関しては、ケーフェンヒュラーの主張する内容すなわちウィーンの独自性と伝統の保持を重視したと思われ、カウニッツの改革案を退けた。この時期、外務大臣の権限は確かに伸長し、表敬訪問を受ける権利を取り上げるなど部分的に拡大するのであるが、家政の領域とされるもの全般には及ばなかった。18 世紀中葉に行政機能が拡充しても、だからといって宮廷における家務部門が衰退したわけではなく、また外交の場が宮廷である以上、侍従長を中心とした家政の官職が担う役割は、この時期に至っても決して小さくはなかったのである。

このように本論文は、18 世紀のウィーン宮廷において、複数の部局が謁見伝奏をめぐって争った事実を明らかにした。『日誌』という史料を用いて、制度の変遷の背後で展開されていた個々人の細かな駆け引きに注目した点は、堅実な歴史研究として評価できる。しかし、外交儀礼やその変更は外交そのものにどのような影響を与えるのか。また、宮廷政庁の新設により中央集権的な外政運営が確立されたと述べられているが、その宮廷政庁にはこれまでとは異なるどのような新しい合理的な行政システムがあったのだろうか。他方で伝統的な権利を固持したという侍従長は、この時代においても中世以来の個人的なやり方で業務をこなしていたと言えるのだろうか。結論としては、伝奏業務を行う権限は侍従長の手に残され、外務大臣には与えられなかったのであるが、そのことはヨーロッパの政治史、外交史、宮廷史の中でどのような意味を有するのか。いくつか残された課題はあり、個別の事例に関してもより深く掘り下げて検討すべきところはあるが、当該期におけるハプスブルク君主国の極めて複雑な国制を整理し、その変化の過程の中で何が問題とされていたのかを、当事者の叙述に基づいて解き明かしたという点で、本研究は博士（文学）の学位に値する論文として認められる。

審査委員

区　分	職　名	氏　　名（自　署）	区　分	職　名	氏　　名（自　署）
主　査	教授	小山啓子	副　査	教授	高田京比子
副　査	准教授	藤澤潤	副　査	准教授	久山雄介
副　査	獨協大学准教授	上村敏郎			